

運営規程

(事業目的)

第1条 医療法人 山角会が開設する訪問看護ステーション ウィズアス（以下（ステーション）という）が行う、訪問看護の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、主治医より訪問看護が必要と判断された利用者がより自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的に適切な訪問看護を提供する。

(運営の方針)

第2条 ステーションの看護師等は、利用者の心身の特性を踏まえ自分らしくいきいきと生きること、より自立した日常生活を営むこと、生活の質を確保し在宅生活が継続できるように支援する。

2.事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

名称：訪問看護ステーション ウィズアス

所在地：山梨県甲府市美咲1丁目7-17 ノア桂 102号室

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 ステーションに勤務する従事者の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。但し、介護保険法及び医療保険法等の関連法令に定める基準の範囲内において適宜職員を増減することができるものとする。

① 管理者1名（看護職と兼務）

管理者は、ステーションの看護職員等の管理及び指定訪問看護の利用の申し込みに係わる調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うと共に自らも指定訪問看護の提供にあたる。

② 看護職員等（看護師）5名以上とする。

看護職員等は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、訪問看護の提供にあたる。

③ 事務員 1名

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次の通りとする。

営業日：月曜日から金曜日迄とする。

営業時間：午前9時00分～午後5時00分迄とする。

(通常事業の実施地域)

第6条 甲府市・甲斐市・中央市・昭和町とする。

(訪問看護の内容)

第7条 訪問看護の内容は次の通りとする。

- 1.疾患管理支援：再発予防（体調や病状の観察と助言）、健康相談（血圧・熱・呼吸・脈拍測定、疾患の観察と助言、食事指導、環境整備）
- 2.服薬支援：飲み方、タイミング、貼付方法等の支援
- 3.生活支援：家庭での過ごし方、地域での過ごし方への支援、清潔の保持、食事、環境の整え方等
- 4.自立支援：自立した生活を送るための支援
5. 社会資源の活用：各種手続き、就労の支援
- 6.その他：家族の相談と支援

(利用料等)

第8条 訪問看護を提供した場合利用料の額は、厚生労働省大臣が定める基準によるものとする。

- 2.事業実施にて行う訪問看護の交通費については、1 km 40円とし、片道のみの請求とする。又、駐車場がなく、有料駐車場を利用した場合は利用者負担とする。ただし、生活保護対象者は、交通費は無料とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 看護職員等は訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変・その他緊急事態が生じた時には、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し適切な処置を行うこととする。救急隊、家族、居宅サービス事業者等に連絡する。

- 2.利用者に対する訪問看護の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族・主治医・医療法人 山角会・当該利用者に係わる居宅介護支援事業所等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
3. 利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。
- 4.ステーションは、事故発生又は再発防止に向けた指針を定めるものとする。
5. ステーションは、利用者に対する訪問看護の提供により発生した事故の状況及び事故に際してとった処置について、再発防止に向けてしかるべき対策を講ずることとする。

(職員の研修計画)

第10条 ステーションは、看護職員等の質的向上を図る為研修の機会を次の通り設けるものとし、又、業務体制を整備する。

採用時研修：採用後3か月以内に2回

継続研修：年 2 回

(個人情報の保護)

- 第 11 条 看護職員等は、業務上知り得た利用者又はその家族個人情報について、「個人情報保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いの為のガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとする。
2. 看護職員等が業務上知り得た利用者又はその家族個人情報を在職中はもとより、退職後も漏洩してはならない。その旨を雇用契約時の契約内容に含むものとする。
 3. 看護職員等が業務上知り得た利用者又はその家族個人情報については、ステーションでの訪問看護の提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第 12 条 ステーションは、利用者の人権擁護・虐待等の防止の為次の措置を講ずるものとする。
- ①虐待を防止する為の看護職員等に対する研修の実施
 - ②利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - ③その他虐待防止のための必要な処置
2. ステーションは訪問看護中に、看護職員等又は家族による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(その他の運営に関する留意事項)

- 第 13 条 ステーションは、事業に関する記録を整備し、訪問看護の提供が完結した日から 5 年間保存するものとする。
2. この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は、医療法人山角会とステーション管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

改訂 令和 4 年 6 月 1 日